

9月定例会のトピックス

潮見雪捨場用地取得の補正予算可決

潮見雪捨場用地取得に係る補正予算が、二十一日の本会議において可決されました。

取得予定地は字潮見三二五番三、面積は二万八千六百三十三㎡で、予定価格は二千八百五十万円です。

この土地は、これまでも、市が借り上げて使用していましたが、今後もこの雪捨場が安心して使用できることとなります。

この議案を付託された経済建設委員会では、「ピリ砂利も一緒に捨てられることに関して環境に問題はなにか、また、解けた雪の流れ込む河川に環境面での配慮として、処理施設を設置する必要があるのか」等の質問がありました。

「ピリ砂利については、今後量が多くなってきて、

何らかの支障が出てきたときに対応を考える」とし、現段階では改めての対策は必要ないとの回答でした。

また、「河川については、平成十一年からこの土地を借り上げにより使用しており、その間、周辺環境に対し問題が起きていないことから、浄化施設を設置する必要はない」との回答がありました。

十七年度における潮見雪捨場における排雪は、ダンプが稼働した時間の実績で約一千五百時間かかっており、もし、これを全て三眺雪捨場に持ち込むと、時間にして約八百五十時間、金額にして約七百五十万円余分にかかることとなります。

そこで、潮見雪捨場を取得することにより、低コストで安心して利用できることとなります。

三眺雪捨場に比べ潮見雪捨場は、沢地のため重機で雪を押しやすい利点もあり、将来は沈砂池や調整池を作り、雪解け水が被害を起こさないような万全の対策を計画しています。さらに住宅地に近いことから、積み上げられた雪による子供の事故等には、十分注意したいとも述べていました。

環境に関する答弁では、平成七年に液状融雪剤の畑作への影響を懸念する声があり、東京農業大学に調査を依頼したところ、特段影響はないとの結果が得られました。

また、道東では、河川敷地に雪捨場を設けている自治体が多く、雪解け時期に、雪と一緒に運び込まれたゴミが、河川を汚染する心配があるという点ですが、三眺、潮見においては、その心配がないとのことでした。しかしながら、当市におい

ても、春先のゴミ拾いには、大変な人手を要することから、排雪のマナーを守

るよう議会からも市民の皆様をお願いします。



取得予定地の位置図

住宅用太陽光発電導入補助金の補正予算可決

年度当初に二百七十万円を予算化していた住宅用太陽光発電導入補助金について、補助対象予定者が十五名から十八名に増えたため、四十四万一千円の補正予算を組むことが市より提案されました。

議案を付託された経済建設委員会では「地球温暖化の防止、自然エネルギーの有効活用等の観点から、太陽光発電を導入する市民が増えることは良いことだが、今後も利用者が増えた場合にどの様に対応するのか？」との委員

9月定例会のトピックス

の質問に対し「好ましいことなので、全体的な予算が許す限り、前向きに対応していきたい」との答弁があり、委員全員の賛成をもって、本会議に報告され、全会一致で可決されました。

地球に優しいリニューアブル（再生可能）エネルギー

現代生活に必要なエネルギーは、そのほとんどが化石燃料でまかなわれています。しかし、化石燃料は地球温暖化の原因となる温室ガスを排出するうえ、いずれ枯渇する資源です。そのため、化石燃料に代わるエネルギーが求められています。

新しいエネルギー資源として期待されているのは、太陽光発電、風力発電など自然エネルギーで、こうした環境に負担をかけないエネルギーが、世界中で開発されています。

太陽光発電は一九八〇年代には高価であったため普及しませんでした。安価な太陽電池が開発されると同時に、当市でも始めたように、住宅などに設置するための補助制度により急速に普及しています。

実は、日本は世界最大の太陽電池の生産国で、世界の四十％を生産しています。設置されている太陽電池の量も世界一です。

私達の子孫の世代のために、出来る限り資源を残すことの出来る生活を心がけましょう！



住宅用太陽光発電の導入住宅

第二次行政改革推進計画を 総務文教委員会に報告

九月十四日に開かれた総務文教委員会において市から、第二次行政改革推進計画（平成十八年度～二十二年度）の報告がありました。

市は、平成十一年に「行政改革推進計画」、平成十四年「財政再構築プラン」、平成十六年「財政リニューアールプラン」を策定し、予算編成手法や、中期的な財政の管理運営等の仕組みなど事務事業を見直し、財政の健全化に取り組んできました。

しかし、国の三位一体改革による地方交付税の減少、予想を上回る社会保障費の増加等により、平成十八年度は基金の取り崩しによる予算編成となりました。これらを踏まえ、さらなる行政改革の指針となる「第二次行政改革推進計画」を策定し、

「財政の健全化」、「市民満足度の向上」に取り組み報告がありました。具体的には、（一）組織のスリム化及び給与の適正化について、職員数・給与の見直し、指定管理者の活用により、既に二十八施設の管理運営が行われており、今後、さらに指定管理者による管理運営を行うことができる。また、施設の検討を行う。業務の民間委託や民営化の推進による組織のスリム化についても同時に検討を行うっていく。（二）歳出削減では、全ての内部事務管理費の見直し、補助金・負担金の見直しの実施等。（三）歳入確保では、市税、各種利用料・利用率等の徴収強化や徴収率向上、使用料・手数料の見直しを図るとして

市は、中期財政収支見直しの中で、行政改革を取り組むにあたり、平成十八年度一般会計当初予算をベースに、一定の条件下で平成十八年度から平成二十二年度までの五カ年度の中期的な財政収支の試算を行い、五カ年度で約二十八億円の収支不足が見込まれ、単年度で恒常的に概ね五～六億円程度の収支不足が生じる結果となりました。平成十七年度末の取り崩し可能な基金は、約三十一億円、試算の通り推移すると、今後五カ年度程度で基金がなくなるため、持続的な財政運営に支障をきたすとして、平成二十年までに収支の均衡を図れるようにするとしています。

なお、議会での議論は、新年度予算など具体的な提案の中で議論されることとなります。

新年度予算など具体的な提案の中で議論されることとなります。